

旧日本銀行新潟支店長役宅の管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

| | |
|------------|----------------------|
| 評価対象の指定管理者 | 新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体 |
| 評価対象の期間 | 平成24年4月1日～平成25年3月31日 |

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

| 評価項目 | 評価 | 新潟市中央区役所地域課コメント欄 |
|-------------|----|---|
| 1 利用時間等 | ○ | 施設の一般公開（無料）と文化・芸術活動のための貸館（有料）を行なっています。利用者の苦情もなく、概ね良好な施設サービスの提供を継続しています。常に魅力的な施設提供を心がけておりますが、施設利用者数が減少しており、提案時の基準を下回っています。 |
| 2 適正な人員配置 | ○ | |
| 3 設備・備品の貸出 | ◎ | |
| 4 利用者の安全確保 | ○ | |
| 5 案内等の対応と接遇 | ○ | |
| 6 苦情への対応等 | ◎ | |
| 7 緊急体制 | ○ | |
| 8 利用実績 | × | |

2.事業(自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

| 評価項目 | 評価 | 新潟市中央区役所地域課コメント欄 |
|----------------|----|--|
| 1 目的にあったサービス提供 | ◎ | この施設では、様々な文化催事、展覧会などを自主事業として行なっています。市民参加型の自主事業は、質・量・件数にわたり充実しており、参加者からも好評を得ています。 |
| 2 適正な人員配置 | ○ | |
| 3 情報提供・接遇 | ◎ | |
| 4 利用者数等 | ○ | |
| 5 サービスの向上 | ◎ | |
| 6 苦情等への対応 | ◎ | |
| 7 緊急体制・対応 | ○ | |

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

| 評価項目 | 評価 | 新潟市中央区役所地域課コメント欄 |
|-----------------|----|---|
| 1 建物保守管理等 | ○ | この施設は昭和8年築造の木造建築物で、庭園も併せ持っています。古い建物であるため、日常の管理も手がかかりますが、問題なく管理されており、施設修繕も迅速に行っています。清掃や設備点検も指定管理者が自社で行い、問題なく維持管理しています。ただし、使用料の徴収業務について、誤りが多少見られます。 |
| 2 個人情報保護 | ○ | |
| 3 備品等の管理 | ○ | |
| 4 清掃・警備等 | ○ | |
| 5 修繕 | ◎ | |
| 6 環境配慮 | ○ | |
| 7 再委託 | ○ | |
| 8 災害等への対応 | ○ | |
| 9 関係団体、地域との連絡調整 | ◎ | |
| 10 管理記録 | △ | |

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

| 評価項目 | 評価 | 新潟市中央区役所地域課コメント欄 |
|------------|----|---|
| 1 管理経費等の縮減 | ○ | 庭園管理や施設案内などにボランティアの協力を得ながら、管理運営経費を有効に活用しています。 |
| 2 事業見直し | ○ | |
| 3 利用者増等 | ○ | |

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

指定管理者は、当該施設の位置付けをよく理解しながら、管理運営に当たっています。自主財源を活用して実施する自主事業は、新たな企画が加わり充実しており、好評を得ています。施設の維持管理も充分になされ、施設の魅力を引き出す管理運営は施設独自の個性を形成しており、概ね指定管理者として良好と評価できますが、来館者数や貸室利用の増加につながる今後の新たな取り組みに期待します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所地域課 文化・スポーツ係 025-223-7041(直通)